

別紙

第5条(2)の経費の計上について

1か月未満の端日数分については、1か月を28日として日割り計算した額(1,820円/基・日を上限、360円/基・日を従来品相当額とする)により計上する。

また、設置及び撤去費用は共通仮設費(率)に含まれるものとする。

経費の計上方法について

共通仮設費の営繕費において積み上げ計上するものとする。

(施工コード【S1800】)

特記仕様書への記載例について

特記仕様書	
工事名：○○○○○○○○	
特記項目	特記内容及び制約条件
○○関係	○○○○○
○○関係	○○○○○
熱中症対策関係	熱中症対策に資する現場管理費補正にあたっては、佐野市ホームページ(技術センター部管理課)に掲載している「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき行うものとする。
快適トイレ設置関係	本工事は、建設工事現場における「快適トイレ」設置の対象工事である。 実施にあたっては、佐野市ホームページ(技術センター部管理課)に掲載している「佐野市快適トイレ設置要領」に基づき行うものとする。
その他	○○○○○ ○○○○○